もりおか通信

2014/秋号 No.99

公益社団法人 盛岡法人会

[目次]

法人県民税法人税割の特例税率の変更について…2　岩手県総務部税務課

やさしい税金教室…4

相続税の改正のあらまし　盛岡税務署

年末調整説明会のお知らせ

わがまち探訪 盛岡市…5

盛岡市の新しいまちなみ

法人会の活動…6

我妻勇一郎 盛岡税務署長 着任挨拶

相続対策・事業承継セミナー

研修・交流事業

催し案内……8

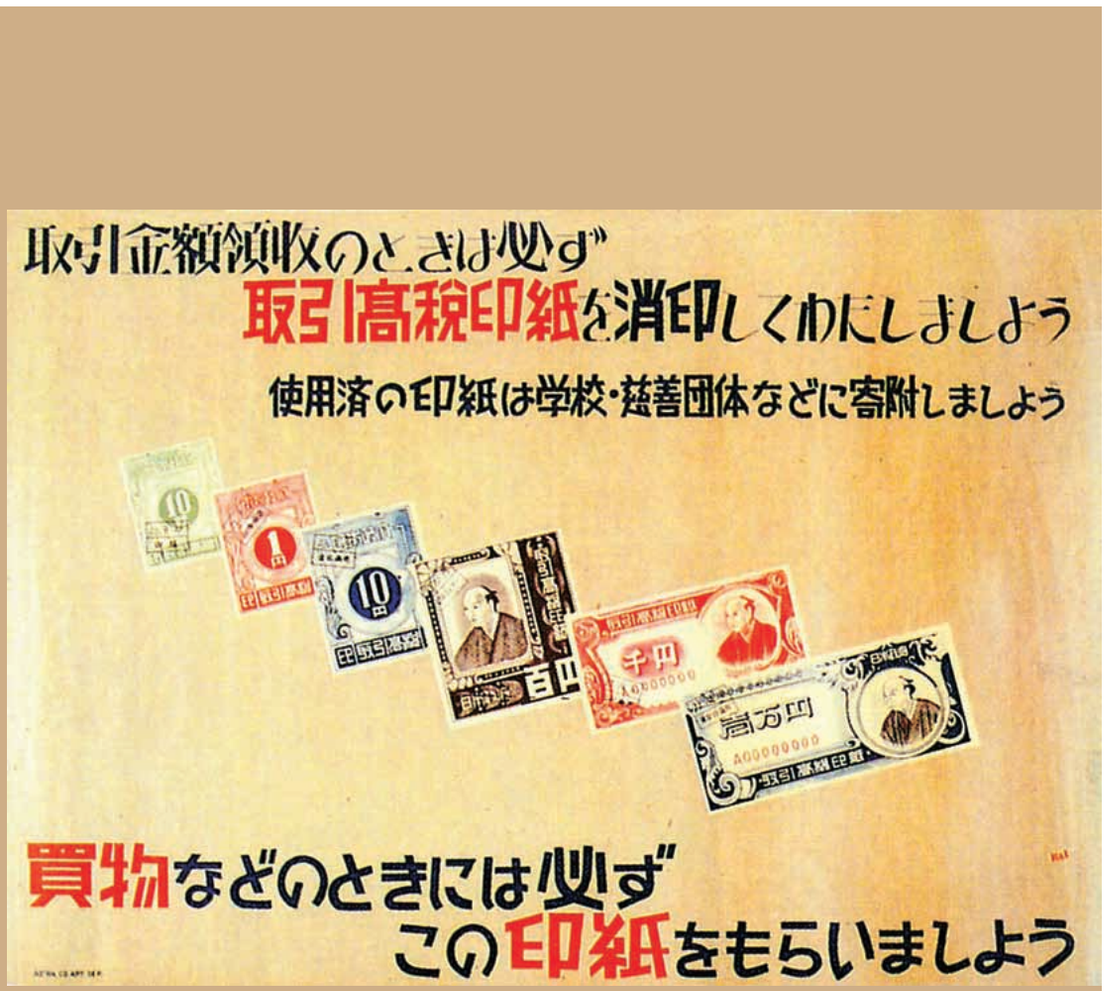

【目で見る税務の歴史シリーズ◆7】

戦後処理と税務行政

第二次世界大戦の終戦直後、政府は、戦後処理という大きな課題に直面していました。財政面では、戦時中の軍需産業への支払や戦時災害保険金などの膨大な債務である「戦時補償」をどのように処理するかが大きな問題となりました。昭和二一年に一回限りの臨時税として、戦時補償特別税と財産税が創設されました。

戦時補償特別税は、「戦時補償」の請求権に一〇〇%の税率で課税し、結果として、国は戦時補償の支払を一切行わないというものでした。

財産税は、昭和二一年三月三日現在一〇万円以上の純財産を有する個人に対して、戦時利得の再配分を目的として創設されました。税の性質上、物納が広く認められました。

また、戦時中に戦争を遂行するために創設された臨時租税措置法は、昭和二一年九月租税特別措置法と改称され、内容も改められ、生産の増強、国民生活の安定、その他緊急を要する租税の減免などの特例が規定されました。

写真は昭和二三年に導入された「取引高税」のポスター

法人県民税法人税割の特例税率の変更について

岩手県総務部税務課

県行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、一定基準以上の法人に対し法人県民税法人税割の税率の特例措置（標準税率に０・８％を上乗せする措置。以下「特例措置」といいます。）を実施し、その税収につきましては、県の総合計画「いわて県民計画」に基づく諸施策を推進するための貴重な財源として活用させていただいているところです。

平成26年度税制改正により、法人県民税法人税割の一部が国税化（地方法人税）の上、地方交付税原資とされたことから、平成26年６月県議会において、平成26年10月以後の特例措置の税率を変更する内容の岩手県県税条例の一部改正が行われたところです。

本県といたしましては、財源の効率的配分と経費の削減等の合理化に努めているところですが、本県の財政事情は大変厳しい状況が続いておりますので、改正の趣旨を御理解いただきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

法人県民税法人税割の特例税率の内容

【現　行】

税　　率　5.8%（標準税率5%に、0.8%上乗せ）

対象法人　資本若しくは出資の金額が１億円を超える法人、又は法人税が年1,000万円を超える法人

対象期間　平成28年１月31日までに終了する事業年度

※特例措置の適用対象とならない法人については、5%の税率が適用されます。

【改正の内容】

税　　率　4%（標準税率3.2%に、0.8%上乗せ）

対象法人・対象期間　変更なし

施行期日　平成26年10月１日（平成26年10月１日以後に開始する事業年度から適用されます。）

※特例措置の適用対象とならない法人については、3.2%の税率が適用されます。

【参　考】

今回の条例改正は、税制改正による**国税・地方税間の税率の見直し**に伴うものですので、**国税・地方税トータルの負担額は変わりません。**

※平成26年度税制改正による法人住民税法人税割の税率引下げ分（県1.8%＋市町村2.6%＝4.4%）は、地方法人税として税務署へ申告納付していただくこととなります。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人県民税法人税割の特例税率が変わります。

【問】法人県民税法人税割の特例税率とは何ですか？

【答】資本又は出資の金額が１億円を超える法人、又は課税標準となる法人税額が年１，０００万円を超える法人に対して、法人県民税法人税割の標準税率（地方税法で定められている通常用いるべき税率）に０・８％を上乗せした税率を適用するものです。

【問】なぜ、特例税率を適用しているのですか？

【答】岩手県の長期計画「いわて県民計画」に基づく諸施策等を推進するための財源として活用させていただいております。

【問】特例税率が適用される期間はいつまでですか？

【答】平成28年1月31日までに終了する事業年度分までです。

【問】特例税率がどのように変わるのですか？

【答】平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人県民税法人税割の特例税率が４％（改正前5・8％）に変わります。なお、対象法人及び適用期間については変更ありません。また、資本

又は出資の金額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人については、標準税率3・2％（改正前5％）が適用されます。

【問】なぜ、標準税率を超える税率を適用することができるのですか？

【答】地方税法において、財政上その他の必要がある場合には、都道府県において標準税率を上回る税率を条例で定めることができることとされています。なお、標準税率を上回る税率を条例で定める場合には、4・2％（改正前6％）を超えない範囲内で定めることとされています。

【問】特例税率が引き下げられましたが、法人の税負担が減るということですか？

【答】今回の特例税率の改正は、平成26年度税制改正による国税・地方税間の税率見直しに伴うものですので、国税・地方税トータルの負担額は変わりません。

なお、税率見直しによる法人住民税法人税割の税率引下げ分（県1・8％＋市町村2・6％＝4・4％）は、地方法人税（国税）として税務署へ申告納付していただくこととなります。

また、地方法人税の税収全額は、地方交付税原資となり、地方交付税交付団体へ交付されます。

【問】特例税率が適用される法人はどのくらいありますか？

【答】現在、県内に事務所・事業所を設置している約23,000法人のうち、約3,200法人に特例税率が適用されています。

【問】特例税率による税収はどのくらいですか？

【答】平成25年度決算額で約4億6千万円が特例税率による税収となっています。

○お問い合わせ先
岩手県総務部税務課
電話019-629-5144

詳しいことにつきましては、下記の広域振興局の県税担当窓口又は県庁税務課にお問い合わせください。

広域振興局等	電話番号	広域振興局	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6543	沿岸広域振興局県税室（釜石）	0193-25-2703
県南広域振興局県税部（奥州）	0197-22-2821	宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
花巻県税センター	0198-22-4912	大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9912
一関県税センター	0191-26-1420	県北広域振興局県税室（久慈）	0194-53-4986
県庁税務課	019-629-5144	二戸地域振興センター県税室	0195-23-9254

連載コラム――Vol.34

いま、大学では

学内カンパニー活動がますます盛んに

岩手大学工学部ものづくりエンジニアリングファクトリー起業家支援室
特任教授　奥寺　正晴

平成21年度に文部科学省の支援によりスタートした工学部ものづくりエンジニアリングファクトリーは、事業計画に従いさまざまな成果を生み出しました。文部科学省からの支援は終了したものの、この4月からは工学部による自主運営事業として改めてスタートし、この事業のメインである学内カンパニー14社が活動を始めています。学内カンパニーは学生の自主的な仮想的、模擬的企業活動であり、各カンパニーが学外アドバイザー、顧問教員の指導と支援室教員のサポートを受けて事業活動を行います。これまでに、宮古市の震災復興団体の方々への地元産品を加工した製品の提供、情報処理技術と3Dプリンターを駆使した盛岡市出土土器の復元パズルによる体感型展示への協力、制御技術とメカニクスで魚の動きを再現した技術デモンストレーション品の地元企業への提供など実際に商品化、事業化される例もみられるようになり、また工学部のみならず、マーケティングや土器彩色に人文社会科学部や教育学部、農学部の学生が加わるなど広がりを見せています。さらに今年度は1年生、2年生の参加が大きく増加するなど、新たな学びと経験の場としてますます活発化してきています。

こうした学内カンパニー活動の大きな特徴の一つに、県内企業との積極的なコラボレーションがあります。学生が、仮想的とはいえ「企業活動」を進めていくには、ものづくりと付加価値、それに社会に巣立つ人間としてのマナーや考え方など多くを学び、身に着け、実践する必要があります。これには学外アドバイザーとして参加していただく企業の皆さんの大きな協力があって初めて成り立つといっても過言ではありません。この場をお借りして感謝申し上げ、今後もますます実践力豊かな優れた人材をより多く育成していくことに力を入れたいと思います。また、こうした活動が地元の底力の一つとなり、より力強い復興につながるよう、活動を進めてまいります。

やさしい税金教室

税金は身近なものですが、その中身は複雑です。この項は、盛岡税務署の協力を得ながら、シリーズで身近な税金をわかりやすく解説しています。

相続税の改正のあらまし

盛岡税務署

【問】　相続税の改正内容について説明してください。

【答】　平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以後の相続等に適用される主な改正内容は次のとおりです。

①相続税は、亡くなった人（被相続人）から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合に、課税対象となりますが、遺産に係る基礎控除額が、現行の5,000万円＋(1,000万円×法定相続人の数)から、3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)に引き下げられます。

②相続税の最高税率が、現行の50%から、55%に引き上げられるとともに、40%以上の税率構造が変わります。

③税額控除の金額が次のとおり引き上げられます。

イ相続人が20歳未満の場合に適用される未成年者控除の控除額が、現行の20歳に達するまでの年数1年につき6万円から10万円に引き上げられます。

ロ相続人が障害者の場合に適用される障害者控除の控除額が、現行の85歳に達するまでの年数1年につき6万円から10万円（特別障害者の場合は12万円から20万円）に引き上げられます。

④事業の用や居住の用に供されていた宅地等がある場合は、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入する価額を軽減する小規模宅地等の特例が拡大されます。

⑤事業承継税制（非上場株式等についての相続税の納税猶予）について、適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（平成26年1月）」のパンフレットを掲載しています。

（盛岡税務署）

○遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

改正前	改正後
5,000万円＋(1,000万円×法定相続人の数)	3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

税に関するお知らせ
年末調整説明会のお知らせ

盛岡税務署

平成26年分の年末調整関係事務の説明会を次の日程により開催いたします。

年末調整は、毎月の給料や賞与から差引かれた所得税額と、一年間の給与の総額に対する所得税額との差額を精算するもので、給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続きです。

誤りのないように年末調整を行っていただくためにも、是非ご出席ください。

なお、会場駐車場（有料）は利用台数に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。

開催月日	受付開始時間	説明会開始・終了時間	会場
11月18日(火)	9時30分	10時00分～12時00分	岩手県民会館大ホール
	13時00分	13時30分～15時30分	

7つの間違い探し

上の絵と下の絵には相違点が7カ所あります。（答えは7ページにあります）

わがまち探訪

盛岡市の新しいまちなみ

～盛岡南新都市土地区画整理事業について～

盛岡市の南西、雫石川の南側に新たな市街地づくりを行う盛岡南地区都市開発整備事業の主要事業として、独立行政法人都市再生機構が施行してきました盛岡南新都市土地区画整理事業が、平成25年10月に完成したので紹介します。

当事業は、平成6年5月の事業認可以来、約20年の歳月を経て、関係権利者、地元の皆様、独立行政法人都市再生機構、国、岩手県を始めとした関係者の皆様の御尽力により完成しました。

1 盛岡南新都市土地区画整理事業の概要

盛岡市は、南部藩の城下町及び岩手県の県都として、４００年来の歴史と伝統に育まれ、岩手山などの山並みを背に、北上川、中津川、雫石川の悠然たる流れを抱いた、水と緑に恵まれた都市であるとともに、北東北の拠点都市として発展してきました。

昭和30年代に市街地周辺の宅地開発が進み、昭和45年の岩手国体を契機に都市施設が整備され、北西部の人口増加が進みました。

このような時代の変化に対応しつつ、周辺の山並みを保全しながら商業・業務施設や住宅等の都市機能の集積を図るため、現都心地区から南西約３㎞のJR及び雫石川を挟んだ地区に、盛岡南地区都市開発（盛南開発）として、昭和45年3月盛岡広域市町村圏計画基本構想に位置付けられました。

その後、幾多の変遷を経て、旧地域振興整備公団が盛岡南地区都市開発整備事業の主要部分について、平成6年5月に土地区画整理事業の事業認可を得て事業を進めてまいりました。

事業区域

事業概要	
事業名称	盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業
施行者	独立行政法人都市再生機構（旧地域振興整備公団）
施行期間	平成6年度～平成25年度（清算期間5年除く）
施行面積	313.5ha
事業費	約790億円
平均減歩率	30%
計画人口	約18,000人

杜の道

“ゆいとぴあ盛南”竣工までのあゆみ	
年月日	内　容
昭和45年　3月	盛岡広域市町村圏計画に位置づけ
平成　2年10月01日	地域振興整備公団盛岡調査事務所開設
平成　6年　5月24日	盛岡南新都市土地区画整理事業の認可
平成　7年11月01日	起工式
平成14年　4月17日	愛称が「ゆいとぴあ盛南」に決定
平成18年11月17日	「杜の大橋」と「杜の道」開通
平成22年12月21日	国道46号盛岡西BP地区内全線開通
平成23年　9月	地区内人口が1万人突破
平成25年10月25日	換地処分公告
平成25年11月09日	竣工記念式典
平成25年12月21日	国道46号盛岡西BP全線開通

2 竣工までのあゆみ

本事業は、当初、平成17年度事業完了を目指して事業を進めてきましたが、7回の事業計画変更を行い、１，０００件に及ぶ方々の移転や事業費の変更、関連公共事業との調整、土地活用等の諸課題を克服し、平成25年度の換地処分・土地区画整理事業の竣工に至りました。

その間、国道46号盛岡西バイパス、都市計画道路盛岡駅本宮線（杜の道）等の幹線道路、公園や歩行者専用道路が整備されました。

また、市立病院等の市の施設や工業技術センター等の岩手県の施設、小学校等の立地が進み、更に、国道46号盛岡西バイパス沿線には、大型商業施設等が集積し、産業等の施設も立地するなど、雇用の場が創出され、職住近接の良好な住宅環境が形成されたまちづくりが進展しています。地区内人口は平成26年3月末現在、１２，０００人弱、従業者数は平成24年度現在9,０００人を超えています。

3 おわりに

平成25年11月9日（土）、市内のホテルを会場に、地元選出国会議員、国土交通省東北地方整備局岡本建政部長、県議会議員、市議会議員、土地区画整理審議会委員、地元の皆様、主催者である独立行政法人都市再生機構内田副理事長、達増岩手県知事、谷藤盛岡市長をはじめ約90名が出席し、竣工記念式典を開催しました。

本事業の竣工は、関係権利者の皆様をはじめとした、関係各位の長年に亘る御理解と御協力の賜物によるものと感謝しております。

今後、本事業の竣工を契機に、更により良いまちづくりに取組み、益々本市が発展するよう努力してまいります。

着任挨拶

盛岡税務署長　我妻（あづま）勇一郎氏

この度の人事異動で、盛岡税務署長を拝命いたしました我妻（あづま）でございます。

盛岡署は初めてですが、平成二十年から二年間花巻署でお世話になっており、岩手県内は二度目の勤務になります。

（独断で言わせてもらえば）岩手県の自慢話をするとすれば、第一に人情味あふれる人々、第二に（お酒を含め）食べ物が美味しいこと、第三に県内各地の民俗芸能のすばらしさです。

特に盛岡の「さんさ踊り」をはじめ、花巻の「鹿踊り」や「神楽」、北上地域の「鬼剣舞」、釜石の「虎舞」等、他県を圧倒する種類の多さ、見る者を感動させる躍動感とその洗練された芸術性には、思わず誰かに「どうだ！」と自慢したい気持ちにさせられます。本音を言えば県全体としてもっとPRをすればいいのに…とも思います。

さて、盛岡法人会におかれましては、昨年四月から公益社団法人へ移行されておられると伺っておりますが、移行にあたりましては、様々なご苦労がおありであったかと思います。

移行後におきましても、私どもと法人会のこれまでの相互の信頼・協力関係は変わるものではなく、法人会活動の一層の活性化のため、できる限り法人会との連携・協調に努めてまいりますので、皆様におかれましては、今後とも積極的な事業活動を推進していただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、新たな取組として、全国の法人会において、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を活用した「企業のコンプライアンス向上のための取組」を開始されていると伺っております。

企業の内部統制や経理能力の水準が向上するということは、企業にとってもメリットになりますし、税務署におきましても、適正申告につながるこの取組を支援することとしております。

次に、e-Taxの一層の普及及び定着について、法人会の皆様にお願いを申し上げます。

盛岡法人会の皆さま方には、e-Taxの普及と拡大にご理解をいただき、これまで研修会の開催や会報等を通じたPRなど、組織を挙げて取り組んでいただいております。

私どもといたしましては、e-Taxの普及・定着は納税者の

盛岡税務署人事異動

（平成26年7月10日付）

7月10日付で盛岡税務署の定期人事異動があり、盛岡税務署長に我妻勇一郎氏（前仙台国税局総務部次長）が就任しました。主な異動は次のとおりです。

盛岡税務署長	我妻　勇一郎	（仙台国税局総務部次長）
〃　副署長	小笠原　忠	（福島税務署特別調査官）
〃　総務課長	佐々木　克寛	（仙台国税局人事第二課課長補佐）
〃　法人課税第一部門統括調査官	安ヶ平　亘	（仙台国税局法人課税課連絡調整官）
〃　法人課税第一部門連絡調整官	下山　嘉史	（福島税務署総務課課長補佐）
〃　法人課税第二部門統括調査官	佐藤　徳明	（仙台中税務署国際税務専門官）
〃　法人課税第四部門統括調査官	保利井　浩	（八戸税務署個人課税第一部門連絡調整官）
〃　法人課税第五部門統括調査官	平星　智	（八戸税務署法人課税第三部門統括調査官）
〃　税務広報広聴官		（盛岡税務署法人課税第四部門統括調査官）

研修・交流事業

女性部会

「徳清」土蔵建物群を見学

恒例の「納涼の集い」が8月16日、地元の歴史を「みて・聞いて・学ぶ」と題し、会員20名が参加して盛岡市仙北町の徳清倉庫（株）で行われました。

この春、工事が完成した盛岡市保存指定建築物「徳清」土蔵建物群の整備工事や旧宅の一部解体と修復について、現当主・佐藤重昭社長（元青年部会部会長）からお話をうかがい、建物を見学しました。

佐藤家は寛文年間の創業。8代佐藤徳清が藩の勘定奉行所に勤めたことから盛岡城廃城の際、御座敷の払い下げを受け、9代清右衛門が明治20年に今の建物を建設されたとのこと。

平成16年、道路拡張に伴い蔵2棟を解体、倉庫群を曳家して1棟は近代的事務所に。20年、旧宅の一部と庭部分100坪を道路として提供、24年から屋根の葺き替え、壁漆喰の修理を行い、今春、工事が終了し、錠屋町ひなまつりに合わせて一般公開に至ったと言うことでした。

佐藤社長のお陰で好評な納涼の集いになりました。見学の後、場所をホテルに移して昼食をいただきながら会員相互の親睦を深めました。

築127年の建物群を見学

我妻勇一郎盛岡税務署長を迎え税務研修会

女性部会では、9月10日に盛岡間税会女性部会様にもご共催頂き、ホテルメトロポリタン盛岡本館にて税務研修会を行いました。

講師に盛岡税務署長の我妻 勇一郎氏をお招きし、第一部は「相続のはなし」というテーマでご講演を頂きました。来年1月には相続税の改正も控えているこの時期に、国税庁のホームページを紹介しながら、相続と生前贈与の捉え方や注意点とタイムリーなお話をお伺いすることができました。第二部の「署長との懇話会」では、両女性部会の活動報告、講演内容を主とした質疑応答、更には今後の活動についてもアドバイス等頂戴し、有意義なひとときとなりました。

「相続のはなし」をテーマに

利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から積極的に勧奨しているところであります。

そのため、法人税・消費税の申告だけでなく、法定調書（給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表）の提出や納税証明書の請求など各種手続きの際にも、是非ｅ-Ｔａｘをご利用いただきますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人盛岡法人会の益々のご発展と会員皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

相続対策・事業承継セミナー

27年1月、税制改正に備え経営見直しを

―野呂敏彦氏、楢山直樹氏が講演―

盛岡法人会主催の「相続対策・事業承継セミナー」が6月20日、岩手県法人会館で開かれ、企業経営者、税務担当者など41名が参加した。

セミナーは2部構成。前半講師の野呂敏彦氏は税理士でＮＢＣコンサルタンツ㈱代表取締役社長。氏の経営指導により事業承継に成功した会社は1千400社を越え、〝事業承継のカリスマ〟と呼ばれる。

講演では、会社に資金が無かったため事業承継に失敗している悲劇的な例を紹介、「事業承継の問題はいかに資金を増やすかに尽きる」と話し、その手法を紹介した。資金を増やすことは売上を増やすことではない。売上を増やすことは逆にリスクを負うことになるので、売上ゼロ成長の中で徹底的にムダを排除し、利益率を上げて資金を増やすように経営体質を変えること、その実行は経営者の決断次第だと強調した。

また、現状の経営数値を入力すると、どこに問題があり、どのような対策をすればよいかが瞬時にわかる、自ら開発した管理・評価システムを活用するなどして「継ぎたくなる会社にしよう」と訴えた。

節税し、もめ事が起らないように…

第2部は、おなじみの楢山直樹氏が来年27年1月施行になる改正相続税について、自身の家族、会社（税理士楢山直樹事務所）をモデルに節税の仕方、家族にもめ事がおきなようにする方法などを説いた。

具体的な節税方法として、法定相続人を増やしておく、結婚20年以上なら住居は奥さんに贈与しておく、使っていない土地は孫に上げてしまう、生前贈与する、孫に教育資金として贈与する、など12項目を上げた。

また、遺言書をつくっておくことも勧めた。ただ、遺言書を巡って家族がもめることも多いことから、最後の1行に「もめたら上げない」と書き加えておくこと、そして「人生最後で最大の事業が相続対策。遺言執行を含め、税理士に相談してほしい」と結んだ。

中堅社員養成講座

「伝える」ことの大切さ難しさ…

中堅社員養成講座が7月3日、岩手県法人会館で開催され、盛岡市内の会員企業20社から35名が参加しました。

講座では初めに組織力を高める上で大切な「ほう・れん・そう」（報告・連絡・相談）がテーマに上り、①自分から積極的に行うこと②タイムリーに遅れることなく行うこと、③必要に応じて「文書で」、「中間で」行うこと④事実を正確に伝えること、などがポイントであることや、伝えることの基本である、話し方と聞き方のコツが示されました。

コミュニケーショングループワークも「伝える」がテーマ。まず、2人を選んで、1人には図形を皆さんに言葉だけで伝えて、（質問無）皆さんが聞いたことを紙に書いていく。1人には別の図を、質問をしながら書いていくゲーム。言葉だけで伝えることはなかなか難しいことの体験をしました。

講師はヒット・ビジネスコンサルティング及川敦子さん

パソコンセミナー

iPadの基本操作と活用…

盛岡法人会主催のＩＴセミナー「パソコンセミナー」が9月8日、岩手県法人会館で開かれ、16人が受講しました。

今回のテーマは「ｉＰａｄの基本操作と活用をみんなでじっくり確認」。午前中はｉＰａｄの基本操作、午後はネットを使った検索で調べものをしたり電子書籍で本を読んだり、写真や動画、音楽を楽しむといった個人使用から、出張先、客先から本社と情報のやり取りをするビジネス使用まで幅広く学びました。

また、安心、安全に使うための心得なども学びました。

個人使用からビジネス用途まで…

4ページ 7つの間違い探しの答え

1. 提灯の炎（右上）、2. 幽霊のもみあげ、3. 幽霊の左手の向き、4. お岩さんの襟あわせ、5. 提灯の下部、6. ハチマキの結び方、7. カタナの鍔（つば）の大きさ

矢巾町秋まつり

催事インフォメーション

■経営セミナー	10月10日（金） 岩手県法人会館 第一部13：30～15：00 講師（NBCコンサルタンツ㈱） 野呂敏彦氏 第二部15：00～16：30 講師（税理士檜山直樹事務所） 檜山直樹氏
■租税教室「税金クイズ」	10月29日（水） 盛岡市立松園中学校
■「税を考える週間」特別講演会	11月12日（水） ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング 第一講座：14:00～ 講師 元NHKアナウンサー 宮川泰夫氏 第二講座：16:00～ 講師 仙台国税局 局長 川嶋 真氏
■税の書写展入選作品展	11月初旬 JR盛岡駅2階 11月中旬 川徳催事場
■年末調整説明会	11月18日（火） 岩手県民会館
■第３回決算説明会	11月中旬 岩手県法人会館 対象：10月～12月決算法人
■租税教室「税金出前教室」	11月下旬 盛岡市立上田小学校
■租税教室「税金クイズ」	12月5日（金） 岩手町立一方井中学校
■租税教室「税金出前教室」	12月中旬 盛岡市立土淵小学校
■租税教室「税金クイズ」	12月中旬 盛岡市立高等学校

詳しいことのお問い合わせは 盛岡法人会 TEL.019-645-4955 Fax.019-651-4055

各地の行事

●八幡平山賊まつり
10月11日(土)～13日(月) 八幡平市柏台 さくら公園イベント広場
●盛岡市産業まつり
10月15日(水)～21日(火) 盛岡市菜園 パルクアベニュー川徳
●もりおか映画祭
10月17日(金)～19日(日) 盛岡市映画館通り
●矢巾町秋まつり
10月18日(土)～19日(日) 矢巾町役場特設会場
●盛岡市農業まつり
10月18日(土)～19日(日) もりおか歴史文化館前広場および盛岡城跡公園「芝生広場」
●八幡平紅葉まつり
10月18日(土)～19日(日) 八幡平市 岩手県県民の森 フォレストアイ
●紫波町産業まつり
10月18日(土)～19日(日) 紫波郡紫波町 サンビレッジ紫波
●葛巻町産業まつり
10月18日(土)～19日(日) 葛巻町葛巻 社会体育館
●しずくいし産業まつり
10月25日(土)～26日(日) 雫石町高前田 町総合運動公園
●岩手町産業まつり
10月25日(土)～26日(日) 岩手町子抱 町スポーツ文化センター
●全日本わんこそば選手権
11月9日(日) 盛岡市松尾町 盛岡劇場
●盛岡文士劇
12月6日(土)～7日(日) 盛岡市松尾町 盛岡劇場
●岩手の鮭まつり&岩手の海産物まつり
12月上旬 もりおか歴史文化館
詳しいことは各市町村役場、主催者にお問い合わせください。

2011.3.11. 東日本大震災 を忘れない
被災者 支援者 市民 ささえ合うひとびと

被災地で子どもたちの「学びの部屋」活動
子どものエンパワメントいわて

学生ボランティアによる学習支援

「子どものエンパワメントいわて」は岩手県沿岸被災地５市町19地域で子どもたちの教育支援活動などを行っている。

最初、陸前高田市で活動が始まった。同市の小中学校で英語を教えていたモンティー先生（モンゴメリー・ディクソンさん）が津波の犠牲になり、震災後モンティー先生の派遣先のアメリカJETプログラム関係者が同市に先生の意志を継いで子どもたちの教育に役立てて、と寄付金を贈ったのがきっかけ。当時の山本克彦県立大准教授が支援ニーズの調査をしていて同市教育委員会からこの寄付金活用の相談を受けた。一方、関係省庁の子どもの教育支援向け制度資金もあったので、2011年10月法人を設立してこれら資金を活用した「学びの部屋」活動がスタートした。

子どもたちが放課後に勉強したり遊んだり、のんびりできる場所をつくってあげる、学校の先生の負担を軽減してあげたい、そんな目的の「学びの部屋」。場所は仮設住宅の集会所や公民館など。対応するのは現地の教員OBや塾講師で、現在約30名。週末には学生ボランティアも参加する。昨年度「学びの部屋」を利用した児童、生徒は382人。過去3年間延べ２万人以上が通ってきた。中には震災ショックで不登校になった児童が「学びの部屋」から復活してみごと高校入学を果たしたこともあったという。

支援スタッフの浅石裕司さんは「被災地の環境も変わり、これからは一人ひとりの心の面に寄り添うような、より専門性の高い活動が求められるのではないかと思います」と話している。

■一般社団法人 子どものエンパワメントいわて
〒020－0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6（農林会館5階3号室）
代表理事 山本 克彦（日本福祉大学准教授）
石井 布紀子（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）
TEL＆FAX.019-681-6300 URL:http://www.epatch.jp

【編集後記】

２０１４年も残り３ヶ月。振り返るのはまだ早いですが、今年はソチ冬季五輪に始まり、サッカーのワールドカップ、男子テニス錦織選手の全米オープン準優勝などスポーツが盛り上がった年でもありました。インターハイでの県勢の活躍もありました。女子ホッケー35年ぶりの優勝をはじめ、数々のドラマが県民を熱くさせてくれました。２年後の「いわて国体」ではどんな活躍を見せてくれるか、期待がふくらみます。

「もりおか通信」も発行を重ねて次回は１００号記念号となります。今まで以上に充実した内容でお届けできるよう編集委員一同、奮闘しております。ご期待下さい。

（T・S）

公益社団法人盛岡法人会は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波町、矢巾町、雫石町、岩手町、葛巻町、に本社を置く企業（法人）の経営者及び賛助会員、個人を会員とする団体で、会員相互の交流と研修、社会貢献活動などを行っています。